

	対象者	適用額
① 受給者証の有無	居住区の自治体が『障害児支援受給者証』を発行した世帯	利用者1割負担
② 幼児教育・保育無償化	満3歳になって初めての4月1日から3年間 ＝4/2時点で3歳児(年少)の児童	0円
③ 多子軽減	下記、【A】【B】いずれかに当てはまる世帯 【A】年収約360万円未満相当世帯 かつ 兄または姉がいる場合(年齢は問いません) 【B】兄または姉が保育所・幼稚園・通所支援施設等に通っている場合 (指定の通園証明書等による届け出が必要)	
	第二子	半額
	第三子以降	0円
④ 負担上限額	・生活保護受給世帯 ・低所得(市町村民税非課税)世帯 ・市町村民税課税世帯(年収約890万円以下) ・上記以外の世帯	0円 4,600円 37,200円
⑤ 上限額管理	※複数の事業所を利用している場合	